

行政からのお知らせ

Information

1月は固定資産税（償却資産）の申告期間です

固定資産税の償却資産とは、土地・家屋以外で事業のために使用する資産のことをいい、多久市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。（地方税法 第383条）

□申告する必要がある事業主

- 一般企業のほかに、工業、商業、飲食店、医業や農業などの個人経営者も対象です。

□申告の対象となる資産

- 事業に使用する構築物や設備、機械、車両、備品や機具など。
- 事業用資産の修繕・改良に要した費用。
- 耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産。

□申告の必要がないもの

- 耐用年数が1年未満の資産。
- 取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの。
- 取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却しているもの。
- 家屋として固定資産税が課税されているもの。
- リース（賃貸）により使用しているもの。
- 自動車税または軽自動車税が課税されるもの。

□申告の期限

平成22年2月1日(月)まで

税務課 課税係

☎ 75-12126

- 多久市以外の市町村に有するもの。（その資産が所在する市町村に申告してください）
- されているもの。

所得税の確定申告との違い

- 平成22年1月1日現在で所有している資産を計上してください。
- 資産の取得金額の計上について、圧縮は認められません。
- 減価償却は定率法により評価額を算出します。

申告された資産の評価額の合計が150万円以上の場合には、平成22年度の固定資産税が課税されます。

- 昨年申告された方には、申告用の書類を12月中旬に郵送します。初めて申告される方は、税務課までお問い合わせください。

平成22年1月1日から 日本年金機構がスタートします

にっぽん

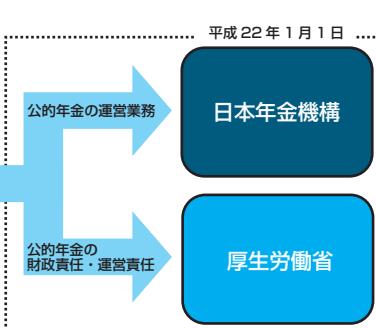
□社会保険庁が廃止され、新たに日本年金機構がスタートします

の収納業務の民間委託が、佐賀県内でも実施されています

国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

国民年金が未納となつている方に対する「電話・文書・戸別訪問による納付督促および保険料の収納業務」を民間事業者に委託しています。

納付督促を行なう民間事業者
キヤリアリンク 株式会社
☎ 0120-1925-9997
(午前9時～午後6時 土日含む)



日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うことになりますが、公的年金制度は国の制度として、その財政や運営に、国が引き続き責任を持つことは、これまでと変わりません。

□問い合わせ

佐賀社会保険事務所

☎ 31-41991

- ご注意ください
民間事業者が保険料を収納する場合は、お客様が納付書をお持ちの場合に限られています。
指定口座に保険料の振込みを依頼することは、絶対にありません。